

[事案 2025-91] 告知義務違反解除無効等請求

・令和8年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年7月から8月まで糖尿病により入院したため、令和6年2月にインターネットで契約した終身医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を無効として給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約締結前に医療機関を受診しており、告知書において、受診の事実や高血圧について投薬を受けていることを告知して伝えた。一方、糖尿病については投薬や治療などは一切していないから、責任開始期前の告知義務違反には当たらない。
- (2) 契約解除の理由とされる不眠症について、不眠症と診断されている認識がなく、また、当該事実を告げなければならないとも認識していなかったため、告知義務違反には当たらない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 調査によれば、申立人は責任開始期前の令和4年4月に医療機関を受診し、軽い糖尿病と診断・告知されていた。そのため、本入院は、責任開始期以後に生じた病気を直接の原因とするものとはいえず、約款に定める支払事由に該当しない。
- (2) 申立人は令和3年11月以降、不安症、不眠症により心療内科を定期的に受診し、投薬を受けていた。本契約の告知日において、この受診歴は告知事項に該当するにもかかわらず、申立人からの告知はなかった。
- (3) 申立人は糖尿病の投薬や治療などは一切していないと主張するが、担当医は食事療法と運動療法を指導していたとしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結前後の通院状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。